

議案第41号

飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について

飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月10日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

坂巻公園テニスコートの廃止等に伴う改正

飛驒市都市公園条例の一部を改正する条例

飛驒市都市公園条例(平成16年飛驒市条例第216号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「(第9条関係)」を「(第10条関係)」に改め、同表中

「

飛驒市坂巻公園	野球場
飛驒市坂巻公園	テニス場

を

」

「

飛驒市坂巻公園	野球場
---------	-----

に改める。

」

別表第3中「(第11条関係)」を「(第12条関係)」に改め、同表有料公園施設を使用する場合の部飛驒市坂巻公園テニス場の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

飛騨市都市公園条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案																																																																								
<p>本則・附則 略 別表第1 略 別表第2 <u>(第9条関係)</u> 有料公園施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">公園の名称</th> <th style="width: 50%;">施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛騨市杉崎公園</td> <td>多目的グラウンド</td> </tr> <tr> <td>飛騨市坂巻公園</td> <td>野球場</td> </tr> <tr> <td><u>飛騨市坂巻公園</u></td> <td><u>テニス場</u></td> </tr> <tr> <td>飛騨市城ヶ丘公園</td> <td>高原郷土館</td> </tr> <tr> <td>飛騨市史跡江馬氏館跡公園</td> <td>会所、庭園</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 <u>(第11条関係)</u> 使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">期間</th> <th style="width: 50%;">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">公園施設を設ける場合の部～都市公園において行為をする場合の部 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;">有料公園施設を使用する場合</td> <td>飛騨市杉崎公園多目的グラウンド</td> <td>別に定める</td> <td>別に定める</td> </tr> <tr> <td>飛騨市坂巻公園野球場</td> <td>別に定める</td> <td>別に定める</td> </tr> <tr> <td><u>飛騨市坂巻公園テニス場</u></td> <td><u>別に定める</u></td> <td><u>別に定める</u></td> </tr> <tr> <td>飛騨市城ヶ丘公園高原郷土館</td> <td>別に定める</td> <td>別に定める</td> </tr> <tr> <td>飛騨市史跡江馬氏館跡公園会所庭園</td> <td>別に定める</td> <td>別に定める</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	公園の名称	施設の名称	飛騨市杉崎公園	多目的グラウンド	飛騨市坂巻公園	野球場	<u>飛騨市坂巻公園</u>	<u>テニス場</u>	飛騨市城ヶ丘公園	高原郷土館	飛騨市史跡江馬氏館跡公園	会所、庭園	区分	単位	期間	使用料(円)	公園施設を設ける場合の部～都市公園において行為をする場合の部 略				有料公園施設を使用する場合	飛騨市杉崎公園多目的グラウンド	別に定める	別に定める	飛騨市坂巻公園野球場	別に定める	別に定める	<u>飛騨市坂巻公園テニス場</u>	<u>別に定める</u>	<u>別に定める</u>	飛騨市城ヶ丘公園高原郷土館	別に定める	別に定める	飛騨市史跡江馬氏館跡公園会所庭園	別に定める	別に定める	<p>本則・附則 略 別表第1 略 別表第2 <u>(第10条関係)</u> 有料公園施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">公園の名称</th> <th style="width: 50%;">施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛騨市杉崎公園</td> <td>多目的グラウンド</td> </tr> <tr> <td>飛騨市坂巻公園</td> <td>野球場</td> </tr> <tr> <td><u>飛騨市坂巻公園</u></td> <td><u>野球場</u></td> </tr> <tr> <td>飛騨市城ヶ丘公園</td> <td>高原郷土館</td> </tr> <tr> <td>飛騨市史跡江馬氏館跡公園</td> <td>会所、庭園</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 <u>(第12条関係)</u> 使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 10%;">単位</th> <th style="width: 10%;">期間</th> <th style="width: 50%;">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">公園施設を設ける場合の部～都市公園において行為をする場合の部 略</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top;">有料公園施設を使用する場合</td> <td>飛騨市杉崎公園多目的グラウンド</td> <td>別に定める</td> <td>別に定める</td> </tr> <tr> <td>飛騨市坂巻公園野球場</td> <td>別に定める</td> <td>別に定める</td> </tr> <tr> <td><u>飛騨市坂巻公園野球場</u></td> <td><u>別に定める</u></td> <td><u>別に定める</u></td> </tr> <tr> <td>飛騨市城ヶ丘公園高原郷土館</td> <td>別に定める</td> <td>別に定める</td> </tr> <tr> <td>飛騨市史跡江馬氏館跡公園会所庭園</td> <td>別に定める</td> <td>別に定める</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	公園の名称	施設の名称	飛騨市杉崎公園	多目的グラウンド	飛騨市坂巻公園	野球場	<u>飛騨市坂巻公園</u>	<u>野球場</u>	飛騨市城ヶ丘公園	高原郷土館	飛騨市史跡江馬氏館跡公園	会所、庭園	区分	単位	期間	使用料(円)	公園施設を設ける場合の部～都市公園において行為をする場合の部 略				有料公園施設を使用する場合	飛騨市杉崎公園多目的グラウンド	別に定める	別に定める	飛騨市坂巻公園野球場	別に定める	別に定める	<u>飛騨市坂巻公園野球場</u>	<u>別に定める</u>	<u>別に定める</u>	飛騨市城ヶ丘公園高原郷土館	別に定める	別に定める	飛騨市史跡江馬氏館跡公園会所庭園	別に定める	別に定める
公園の名称	施設の名称																																																																								
飛騨市杉崎公園	多目的グラウンド																																																																								
飛騨市坂巻公園	野球場																																																																								
<u>飛騨市坂巻公園</u>	<u>テニス場</u>																																																																								
飛騨市城ヶ丘公園	高原郷土館																																																																								
飛騨市史跡江馬氏館跡公園	会所、庭園																																																																								
区分	単位	期間	使用料(円)																																																																						
公園施設を設ける場合の部～都市公園において行為をする場合の部 略																																																																									
有料公園施設を使用する場合	飛騨市杉崎公園多目的グラウンド	別に定める	別に定める																																																																						
	飛騨市坂巻公園野球場	別に定める	別に定める																																																																						
	<u>飛騨市坂巻公園テニス場</u>	<u>別に定める</u>	<u>別に定める</u>																																																																						
	飛騨市城ヶ丘公園高原郷土館	別に定める	別に定める																																																																						
	飛騨市史跡江馬氏館跡公園会所庭園	別に定める	別に定める																																																																						
公園の名称	施設の名称																																																																								
飛騨市杉崎公園	多目的グラウンド																																																																								
飛騨市坂巻公園	野球場																																																																								
<u>飛騨市坂巻公園</u>	<u>野球場</u>																																																																								
飛騨市城ヶ丘公園	高原郷土館																																																																								
飛騨市史跡江馬氏館跡公園	会所、庭園																																																																								
区分	単位	期間	使用料(円)																																																																						
公園施設を設ける場合の部～都市公園において行為をする場合の部 略																																																																									
有料公園施設を使用する場合	飛騨市杉崎公園多目的グラウンド	別に定める	別に定める																																																																						
	飛騨市坂巻公園野球場	別に定める	別に定める																																																																						
	<u>飛騨市坂巻公園野球場</u>	<u>別に定める</u>	<u>別に定める</u>																																																																						
	飛騨市城ヶ丘公園高原郷土館	別に定める	別に定める																																																																						
	飛騨市史跡江馬氏館跡公園会所庭園	別に定める	別に定める																																																																						

飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

坂巻公園テニスコートの廃止等に伴う改正

2 改正の内容

- (1) 坂巻公園の施設等の老朽化に伴い、利用者に対して再整備の意向調査をおこなった結果、ボール遊びや休憩ができる空間に対する要望が多数あった。これをふまえ、老朽化し利用者がいないテニスコートを、芝生広場及び休憩施設として整備したことから、有料施設である当該テニスコートを廃止するもの。
- (2) 別表の関係条数について錯誤修正をするもの。

3 施行日 令和2年4月1日